

企業の開業率・廃業率の動向と事業承継問題

～ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案～

経済産業委員会調査室 かめざわ ひろのり
亀澤 宏徳

1. はじめに

民間信用調査機関の(株)東京商工リサーチの調べによると、平成 19 年の全国企業倒産件数(負債総額 1,000 万円以上)は、前年比 6.4%増の 14,091 件に上り、4 年ぶりの高水準となっている¹。また、同年の負債総額は、前年比 4.1%増の 5 兆 7,279 億円で 7 年ぶりに前年を上回っており、特に負債 1 億円未満の倒産件数が全体の 63.6%を占めるなど小規模企業の倒産が多くなっている(倒産件数が 19,164 件に達した平成 13 年では、小規模企業の倒産は全体の 52.3%を占めていた。)

このような状況において、我が国経済の活性化を図るためには、倒産防止に向けた対策に加えて、企業の開業が廃業を上回るように活発化させることが重要であると考えられる。しかしながら、『事業所・企業統計調査』(総務省)から、企業の開業・廃業の動向を見ると、1990 年代後半以降、開業率(事業所数ベース)は年平均 4%程度で低迷する一方で、廃業率は年平均 4～6%程度で推移し、廃業率が開業率を大きく上回る状態が続いている(図表 1)。このような状態では経済の新陳代謝が進まず、経済活力の減退が懸念されている。

また、中小企業においては、経営者の死亡等に起因する経営の承継(事業承継)に際し、株式等事業用資産の散逸、多額の相続税負担、信用状態の低下等の問題が発生しており、事業活動に支障が生じたり、廃業を余儀なくされるケースが多く見受けられる。このため、今国会に、中小企業の経営の承継を円滑にすることを目的とした「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」が提出されている。

本稿では、我が国における企業の開業率・廃業率の動向を踏まえた上で、廃業率上昇の一因となっている中小企業の事業承継問題について言及する。さらに、本法律案の概要を紹介するとともに、中小企業の事業承継に伴う主な論点を提示する。

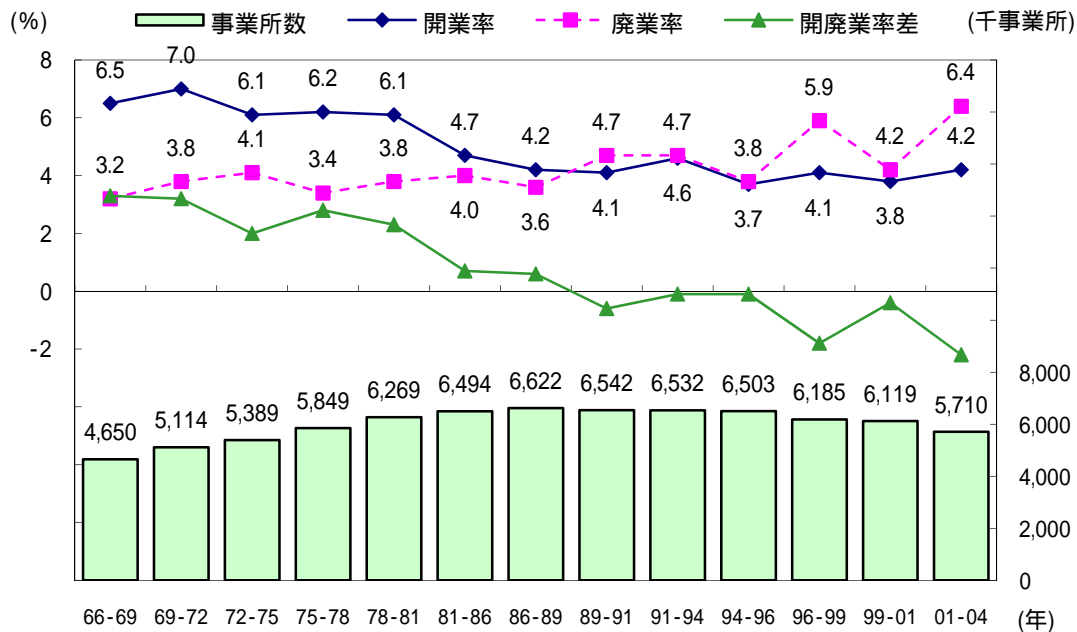
2. 開業率・廃業率の動向

我が国の事業所数²について見ると、平成 18 年に農林漁業を除く民営事業所が 570 万 2,781 事業所あるが(全事業所数(平成 16 年)のうち中小事業所³は全事業所の約 99%と大部分を占め、うち小規模事業所⁴は、全体の約 76%を占めている)平成元年の 662 万 2,246 事業所をピークに減少傾向をたどっており、この 17 年間で約 92 万事業所(13.9%)も減少している。

また、『平成 18 年事業所・企業統計調査』全国結果を基に、平成 13 年から 18 年の期間における開業率・廃業率を計算すると、開業率が年平均 4.4%、廃業率が年平均 5.7%となった⁵(図表 2)。開業率と廃業率の差は、1.3%で依然として開きがあることから、その解

消に向けた取組が必要とされている。

図表 1 事業所数及び開廃業率（非一次産業、年平均）の推移



(出所) 『事業所・企業統計調査』(総務省)、『中小企業白書』(中小企業庁)より作成

(注) 1. 事業所数は、各期間の期末の年に実施された調査結果を示す。

2. 事業所には、支所、工場の開設・閉鎖、移転による開設・閉鎖を含む。

さらに、上記の期間における開業率・廃業率を都道府県別に計算した結果は、図表2のとおりである。沖縄県、東京都を始めとする開業率の高い都道府県は、廃業率も高く（多産多死）、逆に福井県、新潟県を始めとする開業率の低い都道府県は、同様に廃業率も低くなっている（少産少死）。

開業率と廃業率の差に注目してみると、全ての都道府県において、廃業率が開業率を上回っており、特に、その差が1.6%以上の都道府県は、大阪府（1.9%）、愛媛県（1.7%）、秋田県（1.6%）、高知県（1.6%）、香川県（1.6%）、徳島県（1.6%）、山口県（1.6%）となっており、大都市圏以外の多くの地域において、廃業率が開業率を大きく上回る（少産多死）傾向にあることがわかる。

このような状況の中で、開業率と廃業率の関係を好転させるためには、次のような対応策が考えられる。

第一は、開業率を引き上げるための創業支援策である。平成15年施行の改正新事業創出促進法に基づく最低資本金規制の特例（資本金1円からの起業が可能、平成18年の会社法施行により一般化）など、中小・ベンチャー企業向けの創業支援策は、比較的手厚く整備されてきている。

第二は、廃業率を引き下げるための再生支援策、事業承継円滑化策である。平成15

年施行の改正産業活力再生特別措置法に基づく中小企業再生支援協議会の創設など経営難に陥った中小企業を支援する施策は講じられてきたが、事業承継を円滑に進める取組については、これまで必ずしも十分な対応策がとられてこなかったといえよう。

図表2 都道府県別開廃業率（年平均、2001年～2006年、％）

都道府県	開業率	廃業率	差	都道府県	開業率	廃業率	差
全国	4.4	5.7	1.3	三重	3.5	4.9	1.4
北海道	4.8	6.0	1.2	滋賀	3.8	4.8	1.0
青森	4.1	5.4	1.3	京都	4.0	5.5	1.5
岩手	4.2	5.1	0.9	大阪	4.7	6.6	1.9
宮城	4.8	5.8	1.0	兵庫	5.1	6.0	0.9
秋田	3.7	5.3	1.6	奈良	4.3	5.1	0.8
山形	3.5	4.7	1.2	和歌山	3.7	4.9	1.2
福島	3.8	5.1	1.3	鳥取	4.0	5.4	1.4
茨城	3.8	4.9	1.1	島根	3.5	4.9	1.4
栃木	3.7	5.0	1.3	岡山	3.8	5.1	1.3
群馬	3.6	4.9	1.3	広島	4.8	5.6	0.8
埼玉	4.5	5.4	0.9	山口	3.8	5.4	1.6
千葉	4.7	5.6	0.9	徳島	3.4	5.0	1.6
東京	5.6	6.7	1.1	香川	3.8	5.4	1.6
神奈川	4.9	5.8	0.9	愛媛	3.5	5.2	1.7
新潟	3.4	4.8	1.4	高知	3.9	5.5	1.6
富山	3.5	4.8	1.3	福岡	5.0	6.2	1.2
石川	3.6	5.1	1.5	佐賀	4.0	5.3	1.3
福井	3.3	4.8	1.5	長崎	4.1	5.4	1.3
山梨	3.6	5.0	1.4	熊本	4.4	5.3	0.9
長野	3.7	5.0	1.3	大分	4.1	5.5	1.4
岐阜	3.6	5.1	1.5	宮崎	4.5	5.6	1.1
静岡	3.7	5.1	1.4	鹿児島	4.4	5.5	1.1
愛知	4.3	5.6	1.3	沖縄	6.9	7.1	0.2

（出所）『事業所・企業統計調査』（総務省）より作成

（注）開業率及び廃業率が特に高い（低い）都道府県、開廃業率の差が特に大きい都道府県については、網掛けで示している。

一方で米国のケースを見てみると、我が国と異なって、開業率・廃業率ともに10%程度で推移している⁶。このことは、同国において旺盛な起業・独立志向、倒産・廃業しても再チャレンジを許容する風土などを背景に、企業の新陳代謝が活発であることを示している。たとえ廃業率が高くて、それが新たな開業を生み出す源となるのであれば、経済の活性化に結びつくと考えられるであろう。

しかしながら、我が国の場合、廃業率が開業率を大きく上回る状況が続いており、近年の高い廃業率は、個人企業における事業主（自営業主）の高齢化に伴う引退が大きな原因とも考えられていることから⁷、世代交代に伴う事業承継を円滑に進めることが喫緊の課題となっている。

3. 中小企業の事業承継問題

同族会社がその大多数を占める中小企業においては、経営者の高齢化に伴う後継者不足や相続税問題などが顕在化している。

法人企業の代表者の平均年齢は、全企業で昭和60年に53歳1か月であったのが、平成19年には59歳2か月と年々高齢化が進んでいる⁸。さらに、55歳以上の経営者を対象とした調査によれば、引退を考えている年齢の平均が65.1歳であることから、2012年には、団塊世代の経営者が大量に退職時期を迎えるものと予想される。このことは、特に後継者難の中小企業⁹にとって、事業承継の「2012年問題」として懸念されている¹⁰。

我が国の廃業企業数は、平成13年～16年には年平均29万社に達しており（平成16年事業所・企業統計調査）このうち、後継者不在を第一の理由とする廃業が約7万社あり、雇用の喪失は毎年約20万人～35万人に上ると推定されている¹¹。

多くの中小企業経営者は、現在の事業を何らかの形で承継したいと望んでいるが、そのうち、後継者を「既に決めている」企業の割合は44%にとどまっている。また、後継者が決定している企業の中でも、事業承継の準備が「不十分」又は「何もしていない」とする企業の割合が80%にも達しているなど事業承継の事前準備は進んでいない状況にある¹²。

中小企業においては、一般的に会社の所有と経営が分離されておらず、経営者に会社株式の過半が集中しているとともに、経営者の個人資産を会社の事業用や担保に供していることが多いとされる。このため、事業を承継するためには、経営者個人が保有する株式等の事業用資産を円滑に後継者に承継させることが重要である。

親族内への事業承継においては、生前贈与や遺言を作成することなどにより、ある程度事業用資産を後継者に集中させることも可能であるが、民法上の遺留分（相続人に留保される相続財産の一定割合に対する権利で、配偶者、子等については法定相続分の1/2）の制約が存在するため¹³、後継者への事業用資産の集中が制限され、円滑な事業承継の障害となることがある。

しかも、相続財産価額の計算は相続の開始時を基準として行われ、特別受益の持ち戻しを行う場合の贈与の価額もまた同様と解されていることから¹⁴、生前贈与を受けた後継者の貢献により会社の業績が伸びて受贈した株式の価額が上昇した場合には、相続財産全体の価額も大きくなって事業に貢献のなかった他の相続人の遺留分をふくらませる一方で、後継者に対しては貢献に見合う見返りがないという不都合もある。

また、経営者の有する事業用資産の平均額が約1.13億円（株式会社では約1.6億円）で、個人財産全体の約65.7%（同68.1%）を占めていることから¹⁵、これまでも、これら資産に対する相続税負担が事業の継続に支障となるとの指摘がされてきた。

実際、中小企業経営者の63.5%が何らかの負担が生じると予想し、うち11.2%の経営者は5,000万円以上の相続税課税があるものと見込んでいる¹⁶。なお、事業承継に関する税制として、小規模宅地等（事業用・居住用）については、相続税評価額の80%を減額する措置が受けられるものの、非上場株式については、相続税課税価格の10%を減額する措置が講じられているのみである。

4．法律案提出の経緯

中小企業の事業承継の実態を踏まえ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討するため、平成 17 年 10 月に中小企業関係団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業庁等で構成される「事業承継協議会」が創設され、事業承継関連法制、税制等の諸問題について検討が開始された。

同協議会は、中小企業が円滑な事業承継に当たって計画的な取組の促進等を図るための手引きである「事業承継ガイドライン」(平成 18 年 6 月)を策定したほか、相続法分野に関して、平成 19 年 2 月に、同協議会に「相続関連事業承継法制等検討委員会」を新たに設置し、相続法制度の在り方について検討を進め、同年 6 月に委員会の中間報告を取りまとめた。

この報告書の中では、事業承継に関する当事者間の合意に基づく「事業承継契約(仮称)スキーム」の創設、一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとするものの許容、などの方策について、新規立法を視野に入れた検討を行うことが必要であると述べている¹⁷。

また、相続税については、「事業承継税制検討委員会」が、平成 19 年 6 月に中間報告を取りまとめ、事業用資産に係る相続税負担の軽減措置、非上場株式の評価法、納税円滑化等についての提言を行っている。

なお、平成 20 年度税制改正の要綱(平成 20 年 1 月 11 日閣議決定)においては、「平成 21 年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税の 80%納税猶予制度を創設する」旨が明記された。

本法律案は、以上のような経緯から第 169 回国会に提出された。

5．法律案の概要

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

(1) 遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意し、所要の手續(合意が経営承継の円滑化のためにされたこと等についての経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができる。

ア 生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

後継者が先代経営者から贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと(第 4 条第 1 項第 1 号)

イ 生前贈与株式等の評価額を予め固定

後継者が先代経営者から贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時点における価額とすること(第 4 条第 1 項第 2 号)

これにより、贈与株式等が遺留分減殺請求(この場合は、遺留分を侵害された相続人からの受贈者である後継者に対する侵害額の請求)の対象外となり、除外された自社株式等

は減殺されないため、相続に伴い後継者の事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求に基づく非後継者への株式分散を未然に防止することが可能となる。

また、合意時から相続時までの間の後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となり、その価値変動分は減殺されないため、後継者が株式価値上昇分を保持できることとなり、経営意欲が阻害されないことが期待される。

なお、株式等以外の財産についても遺留分算定のための財産の価額に算入しない旨の合意が可能であり、推定相続人間の衡平を図るための措置も併せて合意が可能である。

図表 3 民法の特例措置等の比較

	現 行	本法案による特例
遺留分の算定に係る対象	・先代経営者から後継者へ生前贈与等により事業用資産を取得させようとしても、 <u>財産全体で遺留分の算定を行うため</u> 、相続財産全体に占める自社株式等の割合が高い場合、他の相続人の遺留分を侵害することになる。	・先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ生前贈与された <u>自社株式等について、遺留分算定の基礎財産から除外</u> できる。
遺留分の算定に係る株式の評価	・生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては <u>相続開始時点の評価</u> で計算される。	・経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の <u>評価額</u> で予め固定できる。
遺留分の放棄手続	・個々の遺留分権利者全員が、それぞれ <u>個別に家庭裁判所に申立て</u> を行い、許可を受けなければならない。	・後継者が、 <u>単独で家庭裁判所に申し立て</u> て、許可を受けることができる。
(参考) 事業承継税制	自社株式に係る10%減額措置 対象会社は、発行済株式総額20億円未満の会社 軽減対象となる株式の上限は、相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額	(平成21年度税制改正) 自社株式に係る80%納税猶予 対象会社の株式総額要件を撤廃し、中小企業基本法上の中小企業を対象 軽減対象となる株式の限度額を撤廃 但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り

(出所) 中小企業庁資料等より作成

(2) 支援措置

代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者(非上場会社又は個人事業主)が、経済産業大臣の認定を受けた場合に、以下の金融支援措置を講じる。

ア 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者の事業に必要な資金の借入れに関して、中小企業信用保険法に規定する普通保険(付保限度額2億円)、無担保保険(同8,000万円)、特別小口保険(同1,250万円)の別枠を設ける(第13条)。

イ 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法¹⁸の特例

認定を受けた中小企業者の代表者に対し、事業活動の継続に必要な資金の貸付けを可能とする（第14条）。

これにより、分散した株式、事業用資産等の取得資金、経営者の交代に伴う信用力の低下時の運転資金、相続税、遺留分減殺請求への対応資金など会社（個人事業主を含む。）又は後継者個人の資金需要に対応した資金調達を支援する。

6. 本法律案の主な論点

（1）民法の特例

本法律案では、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する非上場会社について、先代経営者の後継者が一定の要件を満たす場合に、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、民法の特例措置を受けることができることとされており、今後、事業承継を希望する中小企業者にとって利用しやすい具体的な要件とする必要がある。

また、生前贈与株式等に関する遺留分の算定に係る合意については、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可と二重の手続を必要とすることから、手続が煩雑になることが懸念される。このため、特例措置は中小企業が利用しやすいよう、簡素な手続にすることが求められる¹⁹。

（2）支援策の拡充

先代経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、中小企業信用保険法の特例や株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例措置が設けられている。この金融支援策は、民法の特例措置の適用いかににかかわらず、経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じている中小企業者が経済産業大臣の認定を受ければ活用することができる。このため、今後、後継者の資金需要に十分対応できるよう、融資条件等に配慮する必要がある²⁰。

また、平成19年度から実施されている中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による「事業承継資金融資制度」、平成18年から（独）中小企業基盤整備機構が行っている「事業継続ファンド」など既存の事業承継円滑化策の活用を一層高めることが重要である。さらには、現行の「事業承継支援ネットワーク」（中小企業基盤整備機構）の充実強化とともに、平成20年度に設立予定の「事業承継支援センター」²¹の体制を早急に整備することが望まれる。

（3）事業承継税制

本法律案に関連して、事業承継税制の取扱いをめぐっては、前述の「平成20年度税制改正の要綱」で非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に拡充するとともに、対象が中小企業全般に拡大されることとなっている（平成21年度税制改正で創設し、本法律案の施行日以後の相続に遡って適用）。また、中小企業庁資料によれば、事業承継税制の要件として、後継者は5年間の事業継続（代表者であること、雇用の8割以上の維持、相続した対象株式の継続保有）を必要としている²²。

この措置は、現行の特定小規模宅地（400㎡までの特定事業用宅地と240㎡までの特定

居住用宅地)に対する80%減額措置などを参考にしたと思われるが、現行の減額措置でなく納税猶予とすることの妥当性について確認するとともに、さらに減額割合を拡大することについても検討する必要があるのではないかと思われる²³。また、資産管理会社等の利用による租税回避行為の防止については、十分に措置されなければならない。

平成20年度税制改正の要綱では、「新しい事業承継税制の制度化に際して、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する」旨が記されており、今後、相続税の在り方そのものの議論を深めていくことがより重要である²⁴。

7. むすび

多額の相続税負担が生じることなどから事業承継をためらう中小企業は数多く存在し、中小企業経営者にとっての事業承継問題は、かねてから指摘されてきた古くて新しい問題である。

従来、事業承継円滑化策としては、税制面の特例措置（小規模宅地の課税の特例は、昭和58年に租税特別措置法により措置され、自社株式の特例は、平成14年に相続税課税価格の10%軽減措置が租税特別措置法により創設された。）の拡充が中心であり、中小企業の事業承継を図るための総合的な施策が必ずしも十分とはいえない状況にあった²⁵。

その後、事業承継協議会の活動などを経て、事業承継関連施策の必要性は大きく取り上げられるようになってきており、「経済財政改革の基本方針2007」でも、中小企業底上げ戦略として実施される「中小企業生産性向上プロジェクト」の中で業種横断的な共通基盤対策の一つとして「事業承継の円滑化」が位置付けられている²⁶。

本法案を始めとする事業承継の円滑化策は、廃業率の低下に向けた取組の第一歩となるものであって、今後は、親族内承継のみならず、親族外承継を円滑に進めるために事業譲渡などM&Aの活用の促進策等の充実も求められるところである。さらに、大都市圏以外の地域で廃業率が開業率を大きく上回っていることを考えると、事業承継の円滑化策を地域経済活性化策として重点的に位置付ける必要もあるのではないか。

また、本法案のみならず、事業承継税制の拡充、事業承継支援センターの創設など関連諸施策を総合的に機能させていくことが重要ではあるが、単なる個別企業のスムーズな代替わりにとどまるのではなく、将来にわたって企業が有する高度な技術・技能の円滑な承継による我が国中小企業の活性化が図られなければならないことは言うまでもない。

¹ 「倒産」という用語は一般的な法的用語ではなく、通俗的に用いられている。(株)東京商工リサーチによれば、倒産を「弁済期にある債務を一般的に弁済することができなくなり、ひいては経済活動をそのまま続けることが不可能となった事態」と定義している。具体的には、銀行取引停止処分を受けたもの、会社更正手続

開始の申立てを行ったもの、民事再生手続開始の申立てを行ったもの、破産手続開始の申立てを行ったもの、特別清算開始の申立てを行ったもの、任意整理手続に入ったもの、がある。

倒産企業は、銀行取引停止処分を受けた後、再建型倒産手続を行うもの(上記、)清算型倒産手続を行うもの(上記、)及び任意整理に分類される。また、事業の終了・撤退を意味する廃業と倒産は、概念が異なる。

² 事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所を占めて行われていること、物の生産、販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して継続して行われていること、の要件を備えているものをいう。

³ 中小企業基本法の定義に基づき、総従業者 300 人以下(卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下)の事業所を中小事業所としている。

⁴ 総従業者 20 人以下(卸売業、小売業、サービス業、飲食店は 5 人以下)の事業所を小規模事業所としている。

⁵ 開業率は、期末(平成 18 年)調査における新設事業所数を期首(平成 13 年)の総事業所数で割り、12 か月平均に修正して求める。廃業率は、期末調査における廃業事業所数を期首の総事業所数で割り、12 か月平均に修正して求める。詳細な計算方法については、『平成 19 年版中小企業白書』(中小企業庁)331～333 頁を参照。なお、本文の図表 2 は、全産業の数値を用いて計算した結果である。

⁶ 『平成 19 年版中小企業白書』34～35 頁

⁷ 『平成 18 年版中小企業白書』29 頁

⁸ 『全国社長分析(平 20.1)』(株)帝国データバンク)等

⁹ 後継者と先代経営者との関係を見てみると、承継時期について 20 年以上前では子息・子女を始めとする親族内承継が 9 割以上を占めていたのに対して、0～4 年前では親族以外への承継が 4 割近くを占めるようになっている(『後継者教育に関する実態調査(平 15)』(株)東京商工リサーチ)、『平成 16 年版中小企業白書』177 頁)。

¹⁰ 黒木正人『事業承継の相談事例』(商事法務 平 19.11)3～4 頁。なお、『事業承継・職業能力承継アンケート調査(平 17.12)』(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株))に基づく『平成 18 年版中小企業白書』の記述による(同白書 166 頁)。

¹¹ 『平成 18 年版中小企業白書』167 頁。前掲の『事業承継・職業能力承継アンケート調査』を前提に計算すると、「年間平均廃業企業数」289,731 社 × 「後継者がいないために廃業を検討する企業割合」24.4% = 70,694 社となる。また、失われる従業員の雇用の算出方法については、同白書 318～320 頁を参照。

¹² 『事業承継・職業能力承継アンケート調査』、『平成 18 年版中小企業白書』168 頁

¹³ 民法第 1028 条に「兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の 3 分の 1 二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の 2 分の 1」と規定されている。

¹⁴ 民法第 904 条(前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時ににおいてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。)を参照

¹⁵ 『事業承継税制検討委員会中間報告(平 19.6)』(事業承継協議会事業承継税制検討委員会)5 頁

¹⁶ 『中小企業の事業承継の実態に関するアンケート調査(平 18.10)』(中小企業庁)、『平成 19 年版中小企業白書』46 頁

¹⁷ 『相続関連事業承継法制等検討委員会中間報告(平 19.6)』(事業承継協議会相続関連事業承継法制等検討委員会)32 頁

¹⁸ 平成 19 年 5 月に制定された「株式会社日本政策金融公庫法」により、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融部門)は、一機関に統合される(平成 20 年 10 月 1 日施行)。また、沖縄振興開発金融公庫は、平成 24 年度以降に株式会社日本政策金融公庫に統合されることになっている。

¹⁹ 『事業承継円滑化に関する要望(平 19.10)』(大阪商工会議所)において、現行制度の見直しに当たっては中小企業の経営実態に合わせた制度設計・運用となることを求めている。

²⁰ 事業承継時の資金供給の必要性については、『新しい中小企業金融研究会報告書(平 18.7)』(新しい中小企業金融研究会(中小企業庁の私的研究会))においても指摘されている(同報告書 24 頁)。

²¹ 事業承継支援センターは、長野事業承継支援センターをモデルとして、開廃業マッチング支援、専門家の派遣、企業と後継者の交流会、後継者育成セミナー等を実施するものであり(全国 100 箇所程度)平成 20 年度予算案にセンターの設立支援費として 20 億円が計上されている(『平成 20 年度中小企業関係予算案の概要(平 20.1)』(中小企業庁))

²² 平成 20 年度税制改正の要綱(平 20.1.11 閣議決定)において、「事業承継相続人が、相続税の法定申告期限か

ら5年の間に、代表者でなくなる等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付する。」と記されている。

²³ 第168回国会参議院経済産業委員会会議録第5号5頁(平19.12.4)、第168回国会衆議院経済産業委員会会議録第6号10~11頁(平19.12.21)、第168回衆議院財務金融委員会会議録第5号3頁(平19.11.21)

²⁴ 平成19年度税制改正においても、「事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。」と指摘している(『平成19年度税制改正大綱(平18.12)』(自由民主党))

²⁵ 前掲『相続関連事業承継法制等検討委員会中間報告』においても、「事業承継問題については、そのきっかけが経営者の死亡や相続といった個人的な問題であることもあり、これまで中小企業の事業継続を図るといった観点からの総合的な検討が必ずしも十分になされてこなかった。」と指摘している。

²⁶ 『経済財政改革の基本方針2007』(平19.6.19閣議決定)6頁